

工業統計調査の概要及び利用上の注意

1 調査の概要

(1) 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的としています。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計調査であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施されます。

(3) 調査の期日

平成24年工業統計調査は、平成24年12月31日現在で実施し、平成24年1月1日から同年12月31日までの1年間の実績について調査しました。

(4) 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）です。

平成24年工業統計調査は、従業者数4人以上の事業所を調査の対象としています。

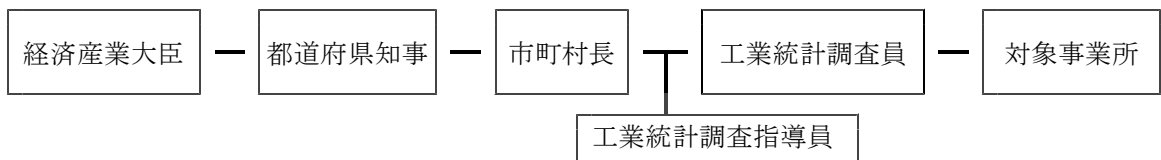
(5) 調査の方法

工業統計調査は、従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者4人以上29人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責者）の自計申告により行っています。（いずれも、製造、加工または修理を行っていない本社および本店を除きます。）

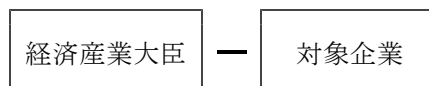
(6) 本調査の方式及び経路

本調査を行う方式には、①調査員調査方式、②本社一括調査方式、③国直轄事業所調査方式の3種類があります。

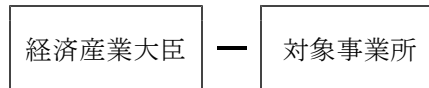
ア 調査員調査方式……対象事業所に対し、調査員が調査票を個別に配布し、回収する調査方法です。



イ 本社一括調査方式……経済産業大臣が指定する企業(原則として、3カ所以上の調査対象事業所を有し、かつ本社一括調査を希望する企業等)に対し、経済産業省が傘下調査対象事業所ごとの調査票等関係用品を送付し、企業が事業所ごとの調査票を作成し、経済産業省へ一括して提出する調査方法です。



ウ 国直轄事業所調査方式……………経済産業大臣が指定する一定規模以上（平成22年調査で国直轄事業所と定めた事業所）の事業所を対象に、経済産業省が直接調査票等関係用品を送付・回収する調査方法です。



2 利用上の注意

(1) この調査報告は、平成24年工業統計調査の沖縄県分を本県が独自に集計し、速報値として公表するものです。したがって、国の公表値及び県の確報値とは相違することがあります。

(2) 用語の説明

① 事業所数 平成24年12月31日現在の数値です。

② 従業者数 = 常用労働者数 + 個人事業主及び無給家族従業者数

③ 現金給与総額 = 常用労働者に支払われた給与額 + その他の給与額

④ 原材料使用額等 = 原材料使用額 + 燃料使用額 + 電力使用額 + 委託生産費
+ 製造等に関連する外注費 + 転売した商品の仕入額

⑤ 製造品出荷額等 = 製造品出荷額 + 製造工程から出たくず及び廃物の出荷額
+ 加工賃収入額 + その他の収入額(転売収入、修理料収入等)

⑥ 粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - 原材料使用額等 - (内国消費税額+推計消費税額)

(3) 工業統計用産業分類は別表1のとおりです。（平成19年の日本標準産業分類の改定に伴い、平成20年調査より現行の工業統計用産業分類へ改定されています。）

(4) 表、グラフなどで用いる産業名の略称は別表2のとおりです。

(5) この調査報告書中の地区の区分は別表3のとおりです。

(6) 平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他の収入額」、原材料使用額等に「製造に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加されました。このため、製造品出荷額等、原材料使用額等及び粗付加価値額の数値は、平成18年以前の数値とは接続しません。

(7) 記号の用法

[－] 該当数値なし

[△] マイナスの数値

[0] [0.0] 四捨五入による単位未満

[X] 秘匿の数値…1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3人以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿としています。
なお、従業者数については、平成17年8月以降の公表より秘匿を解除しています。

(8) 比率は単位未満の数値を四捨五入しているため、積上げと合計が一致しないことがあります。

(9) 平成23年における数値は「平成24年経済センサス - 活動調査」の調査結果のうち、工業統計調査の範囲に合わせるため以下の全てに該当する製造事業所について集計したものである。

- ・従業者4人以上の製造事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

平成23年における数値は、「平成24年経済センサス - 活動調査」の調査時点が2月1日現在であることなど、厳密には工業統計調査の数値と連結しない。数値の解釈に当たっては御留意ください。

別表1 工業統計調査用産業分類の主な改定内容

平成24年工業統計調査で用いられている産業分類は、右表「現行の分類」とおりにです。

旧分類(平成19年まで)			現行の分類(平成20年以降)	
分類番号	名 称		分類番号	名 称
09	食料品製造業		09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業		10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業	統合	11	繊維工業
12	衣服・その他の繊維製品製造業		12	木材・木製品製造業
13	木材・木製品製造業		13	家具・装備品製造業
14	家具・装備品製造業		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	一部移設	15	印刷・同関連業
16	印刷・同関連業		16	化学工業
17	化学工業	一部移設	17	石油製品・石炭製品製造業
18	石油製品・石炭製品製造業		18	プラスチック製品製造業
19	プラスチック製品製造業		19	ゴム製品製造業
20	ゴム製品製造業		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業		21	窯業・土石製品製造業
22	窯業・土石製品製造業	一部移設	22	鉄鋼業
23	鉄鋼業		23	非鉄金属製造業
24	非鉄金属製造業		24	金属製品製造業
25	金属製品製造業		25	はん用機械器具製造業
26	一般機械器具製造業	分割	26	生産用機械器具製造業
27	電気機械器具製造業		27	業務用機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電子部品・デバイス製造業		29	電気機械器具製造業
30	輸送用機械器具製造業		30	情報通信機械器具製造業
31	精密機械器具製造業	一部移設	31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業	一部移設	32	その他の製造業

別表2 工業統計調査用産業分類略称一覧表

表、グラフなどで用いる産業名の略称は以下のとおりです。

09	食料品製造業	食料品	21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ	22	鉄鋼業	鉄鋼
11	繊維工業	繊維	23	非鉄金属製造業	非鉄金属
12	木材・木製品製造業	木材	24	金属製品製造業	金属製品
13	家具・装備品製造業	家具	25	はん用機械器具製造業	はん用機械
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙	26	生産用機械器具製造業	生産用機械
15	印刷・同関連業	印刷	27	業務用機械器具製造業	業務用機械
16	化学工業	化学工業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
17	石油製品・石炭製品製造業	石油製品	29	電気機械器具製造業	電気機械
18	プラスチック製品製造業	プラスチック	30	情報通信機械器具製造業	情報通信
19	ゴム製品製造業	ゴム製品	31	輸送用機械器具製造業	輸送機械
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革	32	その他の製造業	その他

別表3 地区の区分

この調査報告書中の地区の区分は以下のとおりです。

地区名	市町村名	地区名	市町村名
北部	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	南部	糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
那覇	那覇市	宮古	宮古島市、多良間村
		八重山	石垣市、竹富町、与那国町

問い合わせ先：沖縄県企画部統計課商工統計班
 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
 電話 098-866-2050